

○こども療育センター「短期入所事業」利用手続き

障害児入所施設つくし園で行っている事業です。

当センター医師の診察を受けている重症心身障害児（者）が対象です。

介助者の病気や休養などの様々な理由で一時的に介護が難しくなったときに、短期間利用できます。

○受入検討



当センターでの受け入れを検討します。

○サービス等利用計画作成



相談支援事業所にて相談、利用計画案作成を依頼します。

○障害福祉サービス利用の申請



お住いの市町に利用計画案を持参し、介護給付支給申請、面接を行います。

市町に提出する書類 健康保険証の写し、療育が必要の旨の意見書（必要な方のみ）

○診察・面接



こども療育センター小児科診察、つくし園面接を行います。

○契約

介護給付支給決定が行われると契約し、利用が始まります。

○費用

施設を利用した費用の1割と食費やシーツ代等の実費を負担していただきます。

所得に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。また、食事に関しても所得により減免されます。受給者証を御確認ください。